重要事項説明書

（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

あなたに対する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「共同生活介護」という。）指定短期介護予防認知症対応型生活介護・指定短期認知症対応型生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）

サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令第 34 号及び第 81 号（厚生労働省令第 36 号及び第 82 号）に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

１．利用事業所

名　　称：グループホーム　菜の花ホーム

指定番号：２２９０７０００５９

所 在 地：静岡県伊豆市小土肥７８７－２

管理者名：梅原将行

電話番号：０５５８（９８）２９２０

FAX 番号：０５５８（９８）２９０６

２．事業の目的と運営の方針

事業の目的：社会福祉法人信愛会が運営する（共同生活介護・短期利用共同生活介護）事業所グループホーム菜の花ホームが行う（共同生活介護・短期利用共同生活介護）事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が（要介護・要支援）状態にある高齢者に対し、適正な（共同生活介護・短期利用共同生活介護）を提供することを目的とします。

運営の方針：事業所の従事者は、（要介護・要支援）状態であって認知症であるものについて共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように図ります。

事業の実施に当たっては、伊豆市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

３．施設の概要

（１）敷地、建物及び定員

土地面積　　６７１８．８８㎡

建物規模構造　　鉄骨コンクリート造　　延床面積　５６７．４１㎡

利用定員　　１８人

（２）居室　　全個室１８室　（１階個室９室、２階個室９室）

（３）その他の主な設備　　別添のパンフレットを参照

（4）福祉サービス第三者評価事業受審状況

第三者評価の実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和６年１月 26 日
実施した評価機関の名称	一般社団法人　静岡県介護福祉士会
評価結果の開示状況	「ＷＡＭ　ＮＥＴ」（独立行政法人　福祉医療機構ホームページ）にて掲載

４．職員体制

管　　理　　者　　１人

計画作成担当者　　１人

介護職員　　１０人以上

５．サービスの内容

（１）介護保険基準サービス

①日常生活上の援助：利用者の心身予防の特性をふまえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

②食事：管理栄養士によるバランスのとれた豊富な複数献立や季節献立等、利用者の状態を配慮した食事を提供し、必要に応じた介助を致します。
また状態に応じ、職員と一緒に調理等も行います。
（食事時間の目安）朝食７：３０　昼食１２：００　夕食１８：００

③排泄：利用者のプライバシー保持と身体状況に応じた適切な排泄援助をします

④離床：日中の離床や活動を促すことで、生活リズムのバランスを保持し、食欲増進・生活空間の拡大を図ります。

⑤機能訓練：日常生活を通し、利用者の自発性・積極性を高め、精神・身体の機能の維持を目指します。

⑥入浴：入浴の機会は、原則週２回以上設け、利用者の心身の状態に合わせて入浴を実施します。なお身体状況に応じ、適切な入浴援助を行います。

⑦相談及び援助：利用者及びその家族の意見や要望を把握し、誠意をもってできる限りの実現・援助に努めます。

⑧社会生活上の便宜：社会、地域の情報提供・郵便物のプライバシーの保護・行政機関に関する手続きの代行等、レクリエーション行事の提供を行います。

⑨短期利用共同生活介護の受け入れについて
入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室に利用する事があります。尚、この期間の家賃等の経費については、入居者からは徴収せず、短期利用共同生活介護の利用者にご負担いただきます。受け入れ期間中に、入居者の荷物の紛失がないように充分留意し管理します。

（２）介護保険基準外サービス

①理髪・美容：地域美容院の定期的な来所により、理髪・美容のサービスが利用できます。

②購入代行サービス：利用者から日常生活品等の購入希望があった際、もしくは必要と思われる日常生活品等が生じた場合、所定の購入希望用紙に記入し、サービス従事者が購入を代行します。

③実費立替サービス：日常生活において、利用者の希望する日用品購入費や共同生活するうえで必要な消耗品共同購入費・医療費・理美容代・オムツ代等、利用者が負担することが適当と認められる費用について、一旦事業所が立て替え、その実費を月次まとめてサービス利用料とあわせて請求します。実費の明細もあわせて報告します。

６．利用料

別紙の料金表により利用料金をお支払下さい。　【　別　添　１　】

７．苦情処理

（１）苦情申立窓口【　別　添　２　】

（２）第三者委員【　別　添　３　】

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

（３）苦情処理体制

相談・苦情に対する常設の窓口を設け、事業所に掲示した苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けたすべての苦情を書面に記録するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合は除きます。苦情解決責任者は担当者及び他の従業員を加え、苦情解決に向けた検討会議を行い、苦情受付担当者は、その解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、苦情申出人及び第三者委員に報告します。また、サービスの質や信頼性の向上のため、個人情報に関するものを除き、解決結果を公表します。

８．事故発生時の対応について

認知症対応型共同生活介護サービス・予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事前に指定された緊急連絡先に連絡するとともに、必要により医師の診察や医療機関へ救急搬送します。また、事業者は伊豆市や家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。また、事故を未然に防ぐための方策を講ずるものとします。

９．協力医療機関

事業所は、以下の医療機関を協力医療機関とします。

（１）医療機関の名称　　公益社団法人地域医療振興協会　戸田診療所
　　所在地　　沼津市戸田９１６-３
　　電話番号　　０５５８－９４－３７２０
　　診療科　　内科・整形外科
　　入院設備　　なし
　　契約の有無　　あり

（２）医療機関の名称　　森田歯科医院
　　所在地　　沼津市戸田１５７４－１７
　　電話番号　　０５５８－９４－４１８７
　　入院設備　　なし
　　契約の有無　　あり

１０．連携訪問看護ステーション

事業所は、以下の訪問看護ステーションを医療連携機関とし、利用者の健康管理や主治医への報告・連携、従業員への相談・助言などの連携をし、適切な措置を講じます。

医療連携機関の名称　　訪問看護ステーションなかいず
所在地　　伊豆市下白岩７５
電話番号　　０５５８－８３－１７３８
契約の有無　　あり
２４時間体制　　あり

１１．損害賠償について

（１）当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意、または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

（２）損害賠償保険の加入

保険会社名あいおいニッセイ同和損保
保険名介護保険・社会福祉事業者総合保険

１２．秘密保持

（１）事業者及びその従事者は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

（２）事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがない様必要な措置を講じます。

（３）事業者は、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、その家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

１３．非常災害時の対策

当事業所にて定める防災対策規定により、地域住民と連携して地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努めます。

１４．当事業所ご利用の際に留意頂く事項

① 来訪・面会：別紙「面会についてのお願い」を参照ください

② 外出・外泊：別紙「外出についてのお願い」を参照ください

③ 医療機関への受診：通院や専門的治療及びより高度の治療を希望される場合はご家族に対応をお願いします。ただし、緊急時はその限りではありません。

④ 居室・設備・器具の利用：居室・設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこともあります。また退居の際、原則使用した居室をクリーニング又改修にて原状に復するものとします。

⑤ 喫煙・飲酒：当事業所で決められた場所、時間を厳守して下さい。なお、利用者の喫煙能力や飲酒状況上危険と判断した場合や、健康に支障をきたす恐れがある場合は、ご遠慮いただく事もあります。

⑥ 所持品の管理：全ての所持品にお名前が分かるよう明記の上、所定の場所をご利用下さい。なお、持ち込まれる所持品等は、別紙「菜の花ホームご入居にあたり、ご用意いていただくもの」をご参照ください。

⑦ 現金等の管理：自己管理される方は、当事業所では一切関与しません。多額の現金の持ち込み、金銭トラブルにつきましても、責任を負いかねますのでご了承下さい。

⑧ その他：許可なく飲食物及びペット、危険物等の持ち込み、建物内での火気の使用、及び居室に造作・改造等はご遠慮願います。

１５.虐待防止のための措置について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的に実施し、必要な措置を適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

１６.感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指

針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

１７、事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や災害の発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため「感染症に係る事業継続計画」「災害に係る事業継続計画」を策定すると共に、計画に従い、職員に対して研修や訓練等必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

当事業所は、利用者に対する（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

指定認知症対応型共同生活介護事業者
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
所在地　〒410-3301　静岡県伊豆市小土肥 787-2
名　称　社会福祉法人　信 愛 会
グループホーム　菜の花ホーム

理事長　　奥 津 匡 俊

説明者氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に同意しました。

利用者住所

利用者氏名　　印

契約者住所

契約者氏名　　印（　続柄　　）

【　別　添　２　】

（１）苦情申立窓口

利用者相談窓口　　：受付担当者　　荒川ゆかり

電話　０５５８－９８－２９２０

伊豆市役所　伊豆市健康長寿課　：伊豆市小立野３８－２

電話　０５５８－７４－０１５０

受付時間　月曜日から金曜日

（午前８時３０分～午後５時１５分）

沼津市役所　長寿福祉課：沼津市御幸町１６－１

電話　０５５―９３４－４８７３

受付時間　月曜日から金曜日

（午前８時３０分～午後５時１５分）

静岡県国民健康保険団体連合会

：静岡市葵区春日２丁目４－３４

電話　０５４－２５３－５５９０

受付時間　月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

静岡県福祉サービス運営適正化委員会

：静岡市葵区駿府町１－７０　静岡県総合社会福祉会館内

電話　０５４－６５３－０８４０

受付時間　月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

（２）苦情解決責任者

菜の花ホーム　施設長　　福室　悦子

【　別　添　３　】

（１）第三者委員

第三者委員については、施設内に掲示あり